

海外安全対策情報（アルジェリア）令和３年４月

在アルジェリア日本国大使館

１．治安情勢及び一般犯罪の傾向

（１）2019 年２月に前政権に対する不満を訴えて始まったヒラク（民衆デモ）は、コロナウイルスの感染防止対策措置などにより、しばらくの間、大規模なものは行われていなかったものの、本年（2021 年）２月 22 日にヒラクの開始から 2 周年を迎え、国内各地で再び大規模なヒラクが行われました。その後も金曜日の民衆デモ、火曜日の学生デモが引き続き行われています（2021 年 3 月末時点）。報道によれば、デモ隊と治安部隊との間に大きな衝突は起きていませんが、不測の事態を避けるため、ヒラクの発生が予想される場所には近づかないように注意をして下さい。

（２）新型コロナウイルス感染防止対策として、アルジェリア政府は引き続き一部の県において一部封鎖措置を延長（2021 年 3 月末現在）しています。一部封鎖措置の内容については、感染状況により随時変更されますので、詳細は当館ホームページの「新型コロナウイルス関連情報」欄などで確認をして下さい。

（３）リビアやチュニジアとの国境付近及びカビリー地方等においては、依然として治安関係者によるテロ掃討作戦が実施されていますが、その他にもアルジェ周辺都市の山間部等でも掃討作戦が実施されています。

（４）一般犯罪は引き続き多発しており、侵入盗（強盗、窃盗）、自動車盗、車上ねらい、ひったくりの他、薬物犯罪等が多発しています。特に薬物犯罪は年々増加の一途をたどり、社会問題となっています。

（５）アルジェリアには、7 か所のユネスコ世界遺産他著名な観光スポットが全国に展開しています。しかしながら当国においては、観光産業がいまだ発展途上の状況にあり、旅行者に対して治安及び医療他、旅行者が必要とするサービスが十分に提供できない可能性があります。したがって「退避勧告」、「渡航中止勧告」地域への渡航を控えることはもちろんのこと、「不要不急の渡航中止」地域についても、現地の状況を注意深く観察して、渡航の判断は慎重に行うことをお勧めします。（なお、現在はコロナ感染症のため、アルジェリアには感染症危険情報のレベル 3（渡航中止勧告）が出ていますのでご注意ください）

２．殺人・強盗等凶悪犯罪の事例

本年 2 月、アルジェのヒドラ地区シディ・ヤヒヤにおいて、邦人が被害に遭う強盗事件が発生しています。同事件は、レストランが建ち並んだ人通りのある表通りで日中に発生しており、単独で歩道を歩いていた際、犯人の 2 人組に後方が

らバッグをひったくられそうになり、抵抗したところ小型の刃物で切りつけられています。犯行を行ったアルジェリア人風の 2 人組は現場から逃走しており、現地警察が捜査をしています。外出の際は、なるべく単独行動を避けるなど被害防止に努めて下さい。

3．テロ・爆弾事件発生状況

国防省の発表によると、令和 3 年(2021 年) 1 月～ 3 月中、2 件のテロ事件が発生しています。

- (1) 1 月 5 日、テベッサ県トリジェン地区を市民が乗車する車両が通過する際、テロリストのしかけた手製爆弾が爆発。車上の 5 人が死亡した他 3 人が重傷を負った。
- (2) 3 月、治安機関が首都と隣接するティバザ県において、テログループの支援者 3 人を検挙。その後の捜査により、逮捕した 3 人の内の 1 人が、手製爆弾をアルジェのユーカリプトゥス地区(フワリ・ブーメディエン国際空港の西隣) に設置したことが判明。同月 2 日、特殊部隊が同爆弾を発見し解体した。国防省は、同爆弾についてアルジェでの犯罪的攻撃に使用される予定であったと発表した。

これまでアルジェリアにおいて発生したテロ事件(特に爆弾テロ) の大半は、治安関係者及び治安関係施設が対象になっており、これらの事件に巻き込まれないためにも不必要に治安関連施設や検問場所等に近づかないなどの注意が必要です。さらに平成 25 年 1 月には日系企業が関係するイナメナス・ガス・プラントに対するテロ攻撃が発生し、邦人 10 名を含む多くの外国人が殺害されており、外国関連施設に対するテロへの警戒も必要です。

4．誘拐・脅迫事件発生状況

日本人が関係する誘拐及び脅迫事件の発生は報告されていませんが、細心の警戒が必要とされます。

5．対日感情

一般的に友好的です。

6．日本企業の安全に関する諸問題

- (1) 日本企業のみを標的とした事例は発生していませんが、平成 25 年(2013 年) 1 月に日本人 10 名の犠牲者を出したイナメナス事件が発生しており、平成 27 年(2015 年) 2 月には、ISIL が日本人をテロの標的にする旨の声明を出しています。日本人、日本企業を対象とするテロ・誘拐発生の可能性を否定できない状

況にあることから、厳重な警戒を怠ること無く、特に誘拐に対しては細心の警戒が必要とされます。単独行動を控え、できるだけ空路での移動を行うとともに、陸路の移動についても、幹線道路からは外れないようにしてください。夜間の移動は、細心の注意が必要です。地域の治安に精通したエスコートを原則として同伴して下さい。可能であれば、警察、憲兵隊等治安機関のエスコートを要請して下さい。

さらにテロリスト側に情報が漏れることのないよう情報管理を厳重にして下さい。テロリストへの内通者の存在にも注意して下さい。

(2) アルジェリアに所在する外国企業関係者(含家族)は、原則として所在県外に移動(含私用)する場合、所在県庁の警備部局に対して「移動通報」を行うことが義務づけられています。

(了)